

令和7年第1回府中町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 令和7年3月10日（月）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和7年3月10日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	力 山	彰 君	副議長	齋 藤	昇 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
4 番	森 本	将 文 君	5 番	松 本	真 明 君
6 番	梶 川	三樹夫 君	7 番	木 田	圭 司 君
8 番	三 宅	健 治 君	9 番	川 上	翔一郎 君
10 番	西 山	優 君	11 番	坂 田	栄 一 君
12 番	山 口	晃 司 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映里子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第 1 号 専決処分の報告について

5 報告第 2 号 専決処分の承認について

6 第 1 2 号議案 府中町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

7 第 1 号議案 令和 6 年度府中町一般会計補正予算（第 8 号）

8 第 2 号議案 令和 6 年度府中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

9 第 9 号議案 府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 0 第 1 1 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 1 第 1 4 号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 2 第 1 5 号議案 府中町犯罪被害者等支援条例の制定について

1 3 第 1 7 号議案 府中町工場立地法地域準則条例の制定について

1 4 第 1 9 号議案 府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺 尾 光 司 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	谷 口 充 寿 君
財 務 部	長	胡 子 幸 穂 君
福 祉 保 健 部	長	中 本 孝 弘 君
町 民 生 活 部	長	屋 敷 学 君
建 設 部	長	磯 亀 智 君
建設部区画整理担当部長		井 上 貴 文 君

消 防 長	新 宅 和 彦 君
教 育 部 長	増 田 康 洋 君
危 機 管 理 監	佐 藤 伸 樹 君
福祉保健部次長兼高齢介護課長	藤 永 美 香 君
町民生活部次長兼自治振興課長	倉 崎 誠 一 郎 君
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	橋 本 臣 彦 君
総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
財 政 課 長	砂 崎 勇 介 君
福 祉 課 長	箱 田 進 一 君
子 育 て 支 援 課 長	砂 崎 綾 美 君
住 民 課 長	梶 山 睦 生 君
環 境 課 長	相 原 一 夫 君
下 水 道 課 長	岡 村 紀 行 君
下 水 道 課 主 幹	宮 迫 五 郎 君
都 市 整 備 課 長	高 橋 幹 君
区 画 整 理 課 長	長 岡 広 憲 君
維 持 管 理 課 長	谷 口 洋 二 君
社 会 教 育 課 主 幹	小 路 和 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開会 午前 ９時３０分）

○議長（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和７年第１回府中町議会定例会を開会いたします。

（開議 午前 ９時３０分）

○議長（力山 彰君） 直ちに本日の会議を開きます。

議会タブレットの議事日程をお開きください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、１４番宮本議員、１５番田中議員を指名いたします。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

議会タブレットの会期日程案をお開きください。

本定例会の会期につきましては、案として御覧のとおりです。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１８日までの９日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（力山 彰君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

昨年１２月定例会以降、１２月１８日と本年２月１７日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、出席しております。

12月18日の定例会では、専決処分の承認、条例の一部改正、令和5年度の決算認定、補正予算などが提出され、審議を行っています。

また、２月１７日の定例会では、管理者の選任、補正予算、条例の一部改正、来年度予算などが提出され、審議を行っております。

詳細につきましては、この後、町長から行政報告がありますので、省略させていただきます。

続いて、１月７日に広島県町議会議長会が開催され、自治功労者表彰、広報コンクール表彰について協議などを行ったほか、議長会の規約等について、制定時から状況が大きく変化していることを踏まえ、今後、見直しについて協議をすることとしております。

１月２２日の議会報研修会と２月２０日の表彰と研修会につきましては、皆様も出席いただいておりますので、省略させていただきます。

続いて、２月４日、府中・坂地区水道整備協議会が開催されました。

こちらにつきましても、後ほど町長から報告がございますので、省略をさせていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いします。

○１０番（西山 優君） 皆さんおはようございます。

総務文教委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２５日に委員会と協議会を開催しております。委員会において、町長、教育長からの報告を受けた後、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けました。その後、委員会を再開して、行政視察の出張報告の取りまとめを行いました。報告書については、タブレットに載せておりますので、参考にいただければと思います。

また、来年度行う行政視察について、視察内容等の希望を伺っております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 厚生委員会、宮本委員長お願いします。

○１４番（宮本 彰君） おはようございます。

厚生委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、１月２８日に委員会を、２月２６日に委員会並びに協議会を開催しております。

１月２８日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町こども計画（案）と府中町健康づくり計画（案）について、説明を受けました。

２月２６日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、工事請負契約の締結

と工事請負変更契約の締結について説明を受けました。

そのほか、行政視察の出張報告の取りまとめと、次回行政視察の大まかな日程調整を行っております。

出張報告につきましては、タブレットに報告書を載せておりますので、御覧になって参照していただければと思います。

また、定例会前の委員会ということで、協議会に切り替えまして、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 建設消防委員会、川上委員長をお願いします。

○9番（川上翔一郎君） 皆さん、おはようございます。

建設消防委員会の報告をさせていただきます。

令和6年12月定例会以降、2月27日に委員会並びに協議会を開催しております。

また、1月30日から31日にかけて、行政視察を行っております。

2月27日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査について、1件の工事請負契約の締結の報告について、8件の工事請負変更契約の締結の報告について説明を受けました。

また、3月定例会前であるため、協議会に切り替え、3月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

そのほか、行政視察に関して、出張報告の取りまとめと、次回の大まかな日程調整を行っております。

1月30日、31日の行政視察につきましては、報告書をタブレットに掲載しておりますので、御覧ください。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設消防委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 議会運営委員会、木田委員長をお願いします。

○7番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月定例会以降、2月5日と3月6日に委員会を開催しております。

2月5日の委員会では、府中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてということで、刑法の改正による条例の改正に加え、番号利用法の改正による条文整理を追加した改正案の説明を受け、了承いたしております。

次に、議会用タブレット端末の活用ということで、既にお知らせしておりますとおり、タブレットからの印刷の取扱いを変更することについて、協議・決定いたしております。

このほか、オンラインによる方法を活用した委員会についてということで、開会の特例として条例に定めているオンライン委員会について、具体的な運用の方向性を協議し、決定しております。

次に、3月6日の委員会では、陳情の報告や本定例会の会期決定などを行ったほか、議員提出議案として、2月10日の全員協議会で御説明いたしました府中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について案をまとめ、本定例会に提出する予定としております。

また、オンラインによる方法を活用した委員会の開会に関する規定の制定ということで、2月5日の委員会で決定した内容を基に、規定の案をまとめております。

案の内容につきましては、3月26日開催の全員協議会で、改めて皆様に御説明する機会を設けたいと思っております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 議会報特別委員会、二見委員長をお願いします。

○16番（二見伸吾君） 皆さん、おはようございます。

議会報特別委員会の報告をいたします。

12月定例会以降、議会報特別委員会は、12月17日の定例会閉会后、12月24日、1月10日及び3月7日の4回開催をしております。

12月17日の委員会では、「議会だより（第176号）」の執筆者や、発行までの日程を確認いたしました。

12月24日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

1月10日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正いたしました。

また昨日、3月7日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする「議会だより（第177号）」の編集に向けて、執筆者の決定や、発行までの日程調整などについて協議いたしました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、監査委員報告をお願いします。

山口監査委員。

○12番（山口晃司君） おはようございます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和6年11月分を12月20日に、12月分を令和7年1月20日に、令和7年1月分を2月20日に、代表監査委員土井精二並びに監査委員山口晃司の両名で実施しました。

検査の結果については、タブレットに掲載の報告書のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 改めまして、おはようございます。

広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

令和7年2月18日に、令和7年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、出席しましたので、御報告をいたします。

なお、以下、「広島県後期高齢者医療広域連合」を省略して報告をいたします。

今回の定例会では、議案が9件ありました。

内容は、人事案件2件、条例改正3件、予算関係4件です。

詳細は、副広域連合長の選任、情報公開・個人情報保護審査会及び個人の情報保護法施行条例の一部改正、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、令和6年度一般会計補正予算（第2号）及び医療特別会計補正予算（第3号）、令和7年度一般会計予算及び医療特別会計予算についてです。

このうち、人事案件では、副広域連合長として、世羅町の奥田正和町長と坂町の吉田隆行町長を選任同意したほか、全議案について、原案どおり同意・可決いたしました。

なお、令和7年度の歳入歳出予算は、一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ

16億4,512万6,000円、医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,934億1,294万7,000円です。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4に入る前に、しばらく休憩いたします。10時から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時49分）

（再開 午前10時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。

本定例会は、先ほど、本日から18日までの9日間の会期を決定していただきました。

また、本定例会には、私が初めて編成をいたしました来年度予算、令和7年度予算を提出いたします。これまでの町行政を継承しつつ、全てではありませんが、公約に掲げた事項も取り入れ、少しでも暮らし心地を高める予算編成といたしておりますので、慎重審議よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、町長報告、行政報告をいたします。

各常任委員会では2件と申し上げておりましたが、先週、瀬戸ハイム地区で断水の事案が生じたので、その経過について、1件追加して報告させていただきます。

まず最初が、瀬戸ハイム地区での断水でございます。

先週3月3日に発生した、瀬戸ハイム地区での断水について報告をいたします。

令和7年3月3日、月曜日の午後7時半から午後10時にかけて、瀬戸ハイム2丁目、3丁目、4丁目の一部で断水が発生をいたしました。

断水の原因は、瀬戸ハイムの高台にある配水池から給水するための減圧弁が故障し、

停止したためということでございます。

断水の通報を受けました広島市水道局の職員が現地に急行し、減圧弁の分解・清掃を行い、午後１０時前後に通水、濁り水の排除等の作業を行った後、翌朝３時前後に応急作業を完了しております。

今回、故障した減圧弁は平成５年に設置し、約３０年経過したということで、これまでも３年に１回の点検調査が行われていましたが、異常等は確認されていなかったということでございます。故障した減圧弁の部品の交換は、既に完了したと連絡を受けております。

今回、夕食時の最も水道水が必要となる時間帯での断水であったにもかかわらず、断水や復旧状況を周辺の住民の皆様にご伝えることができておりませんでした。通常であれば、水道局が車両等で現地において広報するという手法が取られますが、本事案は夜間ということもあり、正確な情報伝達ができなかったということでございました。

なお、水道局では、翌日、「断水に関するおわび（安芸郡府中町瀬戸ハイム地区）」というお知らせの文書を水道局のホームページに掲載をされております。

本事案を踏まえまして、今後、水道局に対し、情報の伝達について再考を依頼するとともに、町と水道局の密接な連絡体制を構築することで、再発防止及び住民の安心・安全につなげていきたいと考えております。

報告は以上です。

続きまして、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について報告をさせていただきます。

令和６年１２月の府中町議会定例会以降、１２月１８日と２月１７日の２回開催をされております。

まず、令和６年１２月１８日に、令和６年第２回定例会が開催されました。

付議案件は、専決処分の承認議案が「令和６年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第１号）」と人事院給与勧告に準じた「職員の給与に関する条例の一部改正」と「組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」と「会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正」の４議案。

そして、議案が「監査委員の選任について」と「職員の給与に関する条例の一部改正」と「令和５年度各会計歳入歳出決算の認定」と「令和６年度一般会計補正予算

（第１号）」と「令和６年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第２号）」の５議案で、承認議案４件と併せまして、以上９件であり、全て承認、同意、可決をいたしました。

なお、監査委員には、当町の力山議長が選任をされております。

令和５年度決算認定の概要を申し上げますと、この一般会計の内容は、総務的経費とし尿処理に係る会計決算でございますが、歳入総額５億３，４００万円余り、歳出総額４億９，５００万円余りで、差引き３，９００万円弱となり、前年度に引き続き、黒字決算でございます。

ごみ処理に係る特別会計決算は、歳入総額１４億４，０００万円余り、歳出総額１４億円余りで、差引き額４，０００万円余りとなり、こちらも前年度に引き続き、黒字決算でございます。

専決処分されたごみ処理特別会計補正予算（第１号）は、ごみ焼却施設の修繕により生じた廃棄物の場外搬出に伴う委託料と、需用費の増額と雑入の増額補正でございました。

次に、一般会計補正予算（第１号）は、歳入では、令和５年度決算剰余金確定による繰越金の増額と、それに伴う各市町の負担金の減額、歳出では、令和５年度決算剰余金確定による積立金の増額及びし尿収集運搬業務の入札差額の減額、派遣職員の異動等による負担金の減額といった内容の補正でございました。

次に、令和６年度ごみ処理特別会計補正予算（第２号）は、令和５年度決算剰余金確定による繰越金の増額と、それに伴う各町負担金の減額の補正でございました。

続いて、令和７年２月１７日に開催された、令和７年第１回定例会について報告をいたします。

議案は、「管理者の選任」と「令和６年度一般会計補正予算（第２号）」と「職員の給与に関する条例等の一部改正」と「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正」と、令和７年度の「組合経費の関係市町の負担の方法について」と、令和７年度の一般会計予算と広域ごみ焼却場事業特別会計予算の計７議案で、選任については指名推選で、その他の議案は、全て全会一致で可決されました。

管理者の選任では、坂町長の改選に伴い空席でしたが、引き続き、坂町長に再任された吉田隆行氏が適任であるので、指名推選で選任をされました。

次に、令和６年度一般会計補正予算（第２号）は小型バキューム車購入事業で、納

品に時間がかかるということで、翌年度へ繰越明許費とするものでございました。

次に、来年度の組合経費の関係市町の負担金の負担方法については、従前どおりとし、当町の令和7年度の負担金の額は、一般会計で8,400万円余り、特別会計が5億5,400万円余りとなります。

次に、令和7年度一般会計当初予算は、歳入歳出総額ともに6億2,000万円弱であり、前年度比6,800万円余り、率にして12.3%の増額でございました。

増額の主な要因は、し尿の前処理制御装置の交換等の臨時的修繕経費の増額などによるものであります。

次に、令和7年度広域ごみ焼却場事業特別会計予算は、歳入歳出総額ともに13億7,700万円余りであり、前年度比1億7,800万円余り、率にして14.9%の増額でございました。

増額の主な要因は、熔融炉の修繕料の増額によるものでございました。

以上、安芸地区衛生施設管理組合議会の定例会の報告でございます。

続きまして、府中・坂地区水道整備協議会について報告をさせていただきます。

令和7年2月4日に、令和6年度府中・坂地区水道整備協議会に議長とともに出席をいたしました。

議案は2件です。

1件目は、令和7年度広島市水道事業会計当初予算（案）の概要についてであります。

令和7年度の収益的支出と資本的支出を合わせた予算規模は398億9,700万円余りであり、対前年度比5億8,400万円余りの増額。率にすると、1.5%の増加ということでございました。

市の水道事業は、人口減少等に伴い料金収入が減少する一方、物価高騰に伴い支出が増加し、大変厳しい経営状態に直面しているとのことで、徹底した支出抑制を図りつつ、限られた財源を有効に活用しながら、令和7年度予算を編成されたということでございます。

また、水道は暮らしを支える重要なライフラインであり、安全な水道水を安定して届けるという使命を果たすため、老朽した管路の更新など、水道施設の整備を計画的に推進しているということでございました。

なお、給水人口は、人口減少に伴い、対前年度比0.6%弱の減少見込みでござい

ますが、年間給水量は、広島駅前の開発やインバウンド等の需要を見込み、0.3%増を見込んでいるという説明でございました。

2件目の議題は、令和7年度府中地区水道施設整備計画でございます。

令和7年度の府中地区における施設整備に係る事業費は、お手元に資料を配付させていただいておりますが、全体事業費2億4,784万円を計画されております。

主な整備内容は、町南部の桃山から青崎中地区の配水管の管路更新、そして、中部地区の瀬戸ハイム第一ポンプ場への管路施設更新、そして、北部地区の桜ヶ丘の旧府中浄水場の管理棟撤去工事等でございます。

整備計画の詳細は、資料を御覧いただければと思っております。

以上が、府中・坂地区の水道整備協議会の報告でございます。

以上で、町長報告、行政報告を終わります。

○議長（力山 彰君） ただいまの行政報告に対して、質問のある方。

9番、川上議員。

○9番（川上翔一郎君） すみません、先ほど、瀬戸ハイムの水道の件で報告があったと思うんですけども、減圧弁の故障ということで、30年経過されていたということなんですけれども、この交換時期っていうのは大体何年を見込んでいるのかということと、同じような30年以上たったところというところがどのぐらいあるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（力山 彰君） 環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

まず、施設の更新、耐用年数というところなんですけど、こちらは地方公営企業法施行規則というもので決まっております、水道管の耐用年数は40年を耐用年数としております。

水道局のほうも、この40年を目安に、今、更新を図っております、現在、町内全延長149キロメートルのうち、更新済みの区間は大体50キロメートル、率にして、33%が更新済みというところを報告を受けております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（力山 彰君） 続いて、報告第1号、専決処分の報告についてをお願いします。
町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第1号、令和7年3月10日提出。

専決処分の報告について。

府中町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月30日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

府中町長 寺尾光司

提案の理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第1号、府中町税条例等の一部改正に係る専決処分の報告についてに関し、補足して説明をいたします。

この専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第1項に規定する、「条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ、町独自の判断を伴わない条例を定めること」に該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分により一部改正し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

7ページ、報告第1号、参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

法律の施行に伴い、引用する項番号を整理するものです。

第1条による改正が、府中町税条例の一部改正、第2条による改正が、府中町都市計画税条例の一部改正、第3条による改正が、府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正です。

いずれも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条第1項から第15項までの項途中に、第2条第8項が新たに追加されたことにより、改正前の第2条第8項以下の項番号が1項ずつ繰り下げられたことから、これらの規定を引用している条例の項番号を整理するものでございます。

3、施行期日は、令和7年4月1日です。

4、専決処分年月日は、令和7年1月30日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第5、報告第2号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明をお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第2号、令和7年3月10日提出。

専決処分の承認について。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月10日に次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第2号、専決処分の承認について、補足して説明します。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第7号）について、専決処分を行いました。

内容は、住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度追加交付分）給付事業に要する経費についての補正予算で、従前より国において実施されている低所得者世帯支援策として、物価高により影響を受ける低所得者世帯に対し、支援金を給付する事業です。

国の経済政策として実施されることから、可及的速やかな給付を求められ、町においても緊急に予算措置を講じる必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月10日に専決処分を行い、同条第3項の規定により、本定例会において議会に報告し、承認を求めるものです。

専決処分の内容です。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度府中町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,027万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ219億5,317万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

それでは、第1条「歳入歳出予算の補正」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

ページは7ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、歳出・民生費、住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度追加給付分）給付事業の実施に対し、経費の全額が交付されるもので、1億7,027万7,000円の増額補正です。

8 ページは歳出です。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度追加給付分）給付事業は、1億7,027万7,000円の増額補正です。

令和6年12月13日を基準日とし、町内に住所を有する令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、また、支給世帯に18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人当たり2万円を加算して給付するものです。

対象世帯が4,800世帯、子ども加算が750人分を見込み、1億5,900万円の給付金と、給付に必要な事務経費を合わせて計上しています。特定財源として、国庫補助金が全額充当されます。

次に、第2条、繰越明許費について、第2表 繰越明許費により説明します。

4 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費です。

款 民生費、項 社会福祉費、住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度追加給付分）給付事業は、1億7,027万7,000円の繰越しです。

本事業においては、年度内に支給確定できない対象世帯等が見込まれることから、事業費の全額を繰越明許費として計上しています。事業完了予定は、令和7年9月です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

7 ページと8 ページの歳入歳出について、一括で質疑ございませんか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

8 ページの説明のところで、給付金システム構築等委託料って入っているんですけど、先ほど、この事業が令和7年9月給付完了ってあったんですけど、その9月っていうのは、このシステムを新たに構築をするから9月にずれ込むのか、その辺、新たにこのシステムを構築するっていうのが、何かイメージ的には、これまでも何かこういうシステムって何かあったんじゃないかと思うんですけど、その下の委託料ですか、給付金事業運営業務委託料というのは何かある程度理解できるんですけど、ここで新

たにシステムを構築するっていうのが、ちょっと何かもう一步理解ができないんですけど、全く新しいものなんですかね、この給付事業というのは。

ちょっとその辺について、もう少し現状というんですか、ちょっと説明をいただければありがたいんですけど。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

狩野議員の御質問にお答えします。

給付金のシステム構築等委託料の状況でございますが、給付金業務の中で、所得の未申告世帯や令和6年1月2日以降の転入・転出、また、対象者となる方の課税状況の確認などが必要なため、システム構築の経費を委託料として計上させていただいております。

今までやってきた内容と変わらないこともあるんですが、ただ、先ほど申し上げましたとおり、12月13日を基準日としておりますので、その対象者を正確に、かつ間違いなく給付するために、このシステムを導入するよう予算計上をさせていただいております。

また、繰越しの影響ということでございますが、給付金の業務につきましては、6月30日までを今、申告が必要な方についての申請期間を設けておりまして、その後、給付確定後の事務作業で9月までかかる予定となっておりますので、そういった全体の業務を含めた経費ということで、繰越しをさせていただくようお願いしておるところでございます。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今の給付のやり方ですけれども、新しく抽出した名簿によって、これはいわゆるプッシュ型で自動的に振り込むものじゃないんですか。それとも、申請を受け付けてから希望者に振り込むものなんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

現在、対象者の方で従前の給付の対象者の方が継続される場合は、今、分かる範囲でプッシュ型の給付を今、進めております。

それ以外の方につきましては、確認書という書類を送らせていただきまして、その申請を受理した後に給付決定をするように事務を進めております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） その8ページの給付金システム構築等委託料の中に、実際のシステムの構築の委託と、申請に基づいて郵送なりなんなりで物理的にかかるお金と、ソフトのお金と内訳は分かりますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

8ページの予算事項別明細書にございますが、確認書に伴う経費につきましては、印刷製本費と通信運搬費が確認書の送付に係る経費となっております。

あとは、運営的な申請を受けたときとか、その他、お問合せの対応をするために運営委託料を計上させていただいております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に4ページ、第2表、繰越明許費で質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） まだ年度内ですけれども、実際にもうプッシュされているのが結構あるんですか。それとも、まだまだ緒に就いたばかりなんですか。

○議長（力山 彰君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

現在2月末までで、対象者4,800名の方に対して、今、職員で確認できる給付の対象者の方は、約3,500世帯の方には給付をさせていただいております。また、子ども加算につきましては、750人の予定対象者の方に対して、470人分の子ども加算の給付を進めさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、承認することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第6、第12号議案、府中町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第12号議案、令和7年3月10日提出。

府中町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

府中町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するための基金を設置するため、条例を制定するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第12号議案、府中町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、補足して説明します。

第12号議案参考資料を御覧ください。4ページになります。

1、制定の趣旨です。

町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するための基金を設置するため、条例を制定するものです。

減債基金とは、町債の元利償還のために設けられる基金で、広島県では、県及び府中町以外の市町が基金を設置しています。

当町では、他市町と比べ、財政調整積立基金の額が小さいことから減債基金を設けていませんでしたが、近年、普通交付税の算定において、「町債を償還するための基金の積立てに要する経費を臨時的に措置する」といったことが複数回あったことから、減債基金を設置することとしたものです。

2、制定の概要です。

(1) 積立てです。

基金として積み立てる額は、その都度予算で定めます。

なお、この後の日程で御審議いただく第1号議案「令和6年度府中町一般会計補正予算（第8号）」に、減債基金の積立額を計上しています。

(2) 管理です。

基金に属する現金の管理については、次のとおり定めます。

ア、現金は、預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管する。

イ、現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 処分です。

町債の償還の財源に充てるための基金の全部または一部を処分することができる場合について、次のとおり定めます。

ア、経済事情の変動により財源が不足するとき。

イ、償還期限の満了に伴う町債の償還額が他の年度に比して多額となるとき。

ウ、町債の償還期限を繰り上げて償還するとき。

エ、地方税の減収補填または財源対策等のための発行を許可された町債を償還するとき。

3、施行期日です。

施行期日は公布の日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

１６番、二見議員。

○１６番（二見伸吾君） １６番、二見です。

減債基金について、幾つかネットで調べてみたんですけども、大阪府のホームページには次のような説明がありました。

大阪府は、満期一括償還方式による債券を発行することにより、借入れを行っています。このため、満期時に一度に多額の償還財源が必要になり、負債、地方債ですけれども、地方債の本来の機能である世代間の公平を果たせなくなることから、満期日が来るまでの間、一定のルールに基づいて償還財源を積み立てる基金を設置し、満期日に備えるようにしていますと。この基金を減債基金といいますと。

２０年、３０年後の一括返済のために毎年積立てをしていくということは、重要なことだと、必要なことだと思います。

他自治体を調べてみますと、随分前から基金条例をつくって、減債基金を積み立てているようであります。全て調べたわけではありませんけれども、県内では広島市、福山市、安芸郡では熊野町、坂町が１９８９年、平成元年に条例制定をし、海田町は少し遅れて１９９２年、平成４年に制定をしております。

府中町は、その間３０年以上、減債基金という制度をつくらずにやってきました。町債を発行して事業を実施し、返済もしてきたわけです。

先ほどの説明ですと、一つは財調が少なかったということは、要するに、財調を積むのが精いっぱい、減債基金を積むまでもないというか、積むところまでいかないので、あえてつくることもしなかったということなんでしょう。

それともう一つ、ちょっと交付税との関係がいま一つよく分かりませんでした。これ、減債基金を設けると、交付税が増えるのか。ちょっとその辺の説明をもう一回お願いします。

ですから、この３０年間つくりだして、今なぜここに来てつくることになったのかということに、もう少し説明をお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

ただいまの二見議員の御質問にお答えしたいと思います。

基金の設置についてですが、先ほどの二見議員の答弁にもございましたとおり、当町は他市町と比べて財政調整積立金の額が非常に小さいということから、減債基金を設けずに運営をしてきたところです。

近年、普通交付税の算定において、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を臨時的に措置する、こういったことが複数回ございました。そういったことから、府中町としまして、今回を機に減債基金を設置し、将来の返済に備えるというふうに考えておるところです。

この措置額につきましては、減債基金のある自治体では減債基金に積み立てるなど、こういった運用をしておったところなんですけど、当町におきましては、減債基金がなかったことから財政調整積立基金に積立てをし、起債の償還の際に取り崩すこととしておったところです。

次の補正予算議案でも上程しておるところなんですけど、今回、その措置額分の4億4,161万1,000円を設置した基金へ積立てを行い、財政調整積立基金と区分して明確化を図るということで、今回設置し、積立てをするものです。

御質問にもありました、他自治体の事例でありますような満期一括償還方式のための積立てということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 少し分かってきましたけれども、いま一つ、明確化することのメリットは当然あると思うんですけども、もう一つ、その前に言われている説明がちょっといま一つ理解できないんですけども、どこにこの基金をつくるとどういうメリットがあるのか、着実に積むということは当然メリットだと思うんですけども、それ以外に、臨財債との関係の説明、もう少し分かりやすくお願いできないでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

先ほどちょっと答弁させていただきましたとおり、令和3年度、令和5年度、令和6年度において、臨時財政対策債償還基金分として、要は普通交付税の算定において、

そこの部分が加算されて算定されたということになります。そこの部分について、一応そういうふうに運用が縛られているわけではないんですが、将来それを使い切っちゃうと、その償還の際にはこちらのほうで払わないといけないので、そういった部分を基金に積立てするなどして運用して、将来に備えておくということを財政調整積立金の中で行ってきたのが府中町です。

今回、それを、財政調整積立金は調整する機能、それから、減債基金はそういったものに償還する機能ときちっと分けて管理して、町民の皆様にも明確にお知らせしたいということで、基金の設置をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

大分分かりました。交付税の算定に有利だということですね。

そして、次なんですけれども、基金として積み立てる額は、その都度予算で決めるというふうに書かれていますので、毎回この予算を決める3月議会で、積立額が提示されるということだと思います。

決算資料によりますと、2023年度の地方債残高は約240億円で、政府の借金の肩代わりをしています臨時財政対策債約80億円を引きますと、実質160億円と。2023年度の段階ですけれども。

今後、地方債残高は増えたり減ったりするわけなんですけれども、現時点で減債基金、大体どのぐらいになるというふうに見込まれているのでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

ただいまの二見議員の御質問にお答えします。

減債基金につきまして、予算で積む積立金額を定めることにしておるところなんです。毎年予算でどの程度積み立てるっていう部分につきましては、現時点で特に計画があるというわけではなくて、当面は、近年同様に普通交付税の算定において、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を臨時的に措置すると。こういったことがあれば、その金額については積立てを行っていこうと考えております。そうしたことで、安定的な財政運営に寄与できると考えております。

今後は、財政調整積立基金の積立て金額が安定をして、毎年の地方財政運営も安定的に推移するようであれば、将来負担の平準化を図るために積立てを行うという場面も出てくるかもしれませんが、その際につきましては、長期計画等に位置づけて検討していくということになっていくんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 続いて、16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 二見です。

ですから、今の御説明だと、この減債基金を設置はするけれども、やはりこれまでに近い形で財政調整基金を積み立てることをまず優先して、余力ができたところで減債基金を積むことを考えると。こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） 財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

毎年の町民への事業等を含めた予算編成がまず一次、将来とか臨時的なものに備える財政調整積立基金の積立ってというのが2番目、将来の負担を踏まえた町債の償還に対する減債基金という流れになろうかと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 5番、松本です。

このたびの基金の積立ってということなんですけれども、金利が今、上昇している中での基金積立ての部分で利回りをある程度得て、利率が上がった分を相殺していくっていうイメージの運用でよろしいんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

松本議員の御質問にお答えいたします。

利率、確かに若干上昇傾向ではあるんですが、あくまでもこの基金の部分、元利償還の返済部分丸ごとを貯めておりますので、基金としましては最も有利で安全な方法ということで、他の基金と同様な運用管理をさせてもらって、利息がついた部分については運用益としての管理ということで、それを当てにしてとかいうことでは、返済

に充てるための利率運営ということはございませんので、あくまでも最も有利な方法の積立てを行うというところでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

5 番、松本議員。

○5 番（松本真明君） 最も有利な方法っていう答えですけど、例えば、九州のほうなんかは長期の国債ですか、その辺りを大量に購入して、評価損ということでちょっと問題にはなっておるんですけど、今、府中町はそういうものを抱えていないっていうだけで得なのかなというふうに思いますけれども、最も有利な方法というのは、その財政で考えるのか、もしくは、その金融機関等が進める何かがあるのか。それとも、総務省から、地方自治はこういうことを対処しとけよっていうお達しがあるのか。その辺り、どのような運用方法というか、最も有利なっていう定義というんですか、もうちょっとだけ教えていただけたらと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

松本議員の御質問に答弁いたします。

もっと大きな自治体であれば、例えば、債券とかの運用とかで、いろいろと有利な利率が出るような工夫をされているところもあります。

ただ、府中町の規模ですと、できるところは基本的には定期預金、元金が必ず保証される定期預金で利率の入札を行って、一番高い利率を示した金融機関さんに定期預金をするというを基本としておりまして、債券等を用いた運用というのは、実際のところしておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) ここで、お諮りします。

休憩をしたいと思いますか、よろしいですか。

では、休憩に入りたいと思います。再開は11時00分です。休憩。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時00分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 次に参ります。

日程第7、第1号議案、令和6年度府中町一般会計補正予算(第8号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第1号議案、令和7年3月10日提出。

令和6年度府中町一般会計補正予算(第8号)。

令和6年度府中町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億4,953万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億2,715万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第1号議案、令和6年度府中町一般会計補正予算（第8号）について、補足して説明します。

それでは、第1条「歳入歳出予算の補正」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

9ページをお願いします。

歳入です。

款 町税、項 町民税、目 法人、現年課税分は8億4,000万円の増額補正です。町税において、当初見込みを上回る収入があったため、増額補正するものです。

なお、歳出・総務費、財政調整積立基金積立金事業に同額を計上しています。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、障害児施設給付費等負担金は、歳出・民生費、障害児通所支援事業の特定財源で、3,195万5,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、保育所運営費負担金は、歳出・民生費、私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、3,124万8,000円の増額補正です。負担率は記載のとおりです。

続いて、子ども・子育て支援交付金は、歳出・民生費、保育対策等促進事業の特定財源で、96万円の増額補正です。負担率は3分の1です。

目 衛生費国庫負担金、母子保健衛生費負担金は、歳出・衛生費、未熟児養育事業の特定財源で、115万3,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金は、歳出・民生費、保育対策等促進事業の特定財源で、23万2,000円の増額補正です。補助率は3分の2です。

目 土木費国庫補助金、道路新設改良費補助金は、歳出・土木費、道路新設改良事

業の特定財源で、1,650万円の増額補正です。補助率は10分の5.5です。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、障害児施設給付費等負担金は、歳出・民生費、障害児通所支援事業の特定財源で、1,597万7,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

10ページです。

保育所運営費負担金は、歳出・民生費、私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、696万3,000円の増額補正です。負担率は記載のとおりです。

続いて、子ども・子育て支援交付金は、歳出・民生費、保育対策等促進事業の特定財源で、96万円の増額補正です。負担率は3分の1です。

目 衛生費県負担金、母子保健衛生費負担金は、歳出・衛生費、未熟児養育事業の特定財源で、57万6,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

項 県補助金、目 民生費県補助金、地域医療介護総合確保事業補助金は、歳出・民生費、介護施設整備助成事業の特定財源で、385万円の増額補正です。補助率は10分の10です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、4億8,556万3,000円の増額補正です。このうち、9,155万3,000円は、補正予算に必要な一般財源を繰り入れるものです。残りの3億9,401万円は、新たに設置する府中町減債基金に積み立てるため、財政調整積立金から繰り入れるものです。

款 町債、項 町債、目 土木債、道路新設改良事業債（都市整備課）は、歳出・土木費、道路新設改良事業の特定財源で、1,350万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

続いて、都市公園等長寿命化改修事業債は、歳出・土木費、都市公園長寿命化事業の特定財源で、10万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

11ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、8億4,000万円の増額補正です。歳入で補正した法人町民税の増額分を財政調整積立基金に積み立てるものです。

財政調整積立基金は、年度間の財源の不均衡を調整するとともに、将来における財政の健全な運営に資するための基金であるため、税収増となった今年度においては、

その増額分を積み立てるものです。

続いて、減債基金積立金事業は、４億４，１６１万１，０００円の増額補正です。

当町の財政調整積立基金は、令和５年度末の現在高が１７億９，０００万円余りです。このうちの３億９，４０１万円については、国から臨時財政対策債償還基金費分として算定の上で追加交付された普通交付税を積み立てていました。

この臨時財政対策債償還基金費分とは、普通交付税ですが、実質、後年度の起債の償還に利用することとして交付されたものです。何度か出てまいりますので、これ以降、臨財債償還分と省略します。

この臨財債償還分は、減債基金のある自治体では減債基金に積み立てるなどしていましたが、当町には現在基金がなかったため、財政調整積立基金に積立てをし、起債の償還の際、取り崩す運用をすることとしておりました。

この臨財債償還分は令和３年度に特例として交付されましたが、その後、令和５年度にも交付があり、さらにこのたび、令和６年度にも臨財債償還分が追加交付されました。これは、町のほうも想定をしていなかったんですけれども、令和３年度に国から追加交付という形で交付をされ、１回限りかと思っていたら令和５年度にも交付があり、さらに３回目、令和６年度にも追加交付があったというものです。

もう３回目になりますので、これを機に当町においても減債基金を設置し、これまでの臨財債償還基金費分と合わせて減債基金に積み立てることとして、使途を明確化するため、必要な予算を計上するものでございます。

積立額ですが、財政調整積立基金から減債基金に言わば移し替える額、これは、３億９，４０１万円です。それに、今年度の起債に充当する額を差引き、また、今年度に交付された額を加えた４億４，１６１万１，０００円となります。

次に参ります。

目 生活安全対策費、防犯施設維持管理事業は１５１万２，０００円の増額補正です。防犯灯等の電気料金が当初予算額を上回ったため、増額補正するものです。

目 諸費、過誤納還付金事業は１７８万４，０００円の増額補正です。令和５年度の母子衛生費国庫補助金について、事業費確定により、精算に伴い返還金が生じたものです。

１２ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費、介護施設整備助成事業は、

385万円の増額補正です。

令和6年6月に公募選定した看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備に係る補助金について、当初予算については概算計上としていましたが、土地購入手続の完了により対象となる補助金額が確定したため、当初予算額との差額を増額補正するものです。特定財源として、県補助金が全額充当されます。

目 障害福祉費、精神障害者通院医療費助成事業は、106万5,000円の増額補正です。精神障害者通院医療費助成金において、自立支援受給者数の増加により助成金の不足が見込まれるため、増額補正するものです。

続いて、障害児通所支援事業は、6,402万7,000円の増額補正です。障害児通所支援サービスの利用が当初の見込みを上回ったため、給付費等を増額補正するものです。

増額要因として、町内で利用できる施設が今年度4施設増加するなど、サービス利用環境が向上していることなどが挙げられます。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

13ページです。

項 児童福祉費、目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業は、4,828万円の増額補正です。令和6年12月の公定価格の見直しによる人件費の引上げ等により、委託料が当初の見込みを上回ったため、増額補正するものです。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

続いて、保育対策等促進事業は、1,031万2,000円の増額補正です。一時預かり事業について、令和6年度から新制度に移行した幼稚園2園の利用者が当初見込みを大幅に上回ったこと、障害児保育事業について、対象となる事業児童が増えたことなどにより、増額補正します。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

また、保育所における性被害防止対策に係る設備等支援について、新たに補助金を交付するものです。特定財源として、国庫補助金が充当されます。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 母子保健費、未熟児養育事業は、230万8,000円の増額補正です。未熟児養育医療費が当初予算を上回る見込みとなったため、増額するものです。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

14ページです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、道路新設改良事業は、

3, 100万円の増額補正です。国の補正予算で補助金が措置されたことから、令和7年度に予定していた本事業を前倒しして計上するものです。工事箇所は、町道宮の町41号線と町道八幡26号線です。特定財源として、国庫補助金及び地方債が充当されます。

項 都市計画費、目 公共下水道費、下水道事業会計負担金事業及び下水道事業会計出資金事業は、いずれも下水道事業会計の補正に伴い必要となった負担金及び出資金を措置するもので、313万1,000円及び4万5,000円の増額補正です。

目 公園費、都市公園等長寿命化事業は、61万2,000円の増額補正です。国の補正予算で補助金が措置されたことから、令和7年度に予定していた本事業を前倒しして計上するものです。内容は、青崎公園の遊具3基の更新です。特定財源として、本補正予算計上分としては地方債が充当されます。

なお、本事業は、歳入歳出ともに当初予算の執行残があるため、その差額分のみを補正予算額と計上しています。国庫補助金については、ほぼ当初予算内で収まっているため、本補正予算での計上はありません。

次に、第2条、繰越明許費の補正について、第2表 繰越明許費補正により説明します。

4ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費補正です。

追加です。

款 民生費、項 社会福祉費、介護施設整備助成事業は、4,482万6,000円の繰越しです。本補正予算で増額補正した看護小規模多機能型居宅介護施設の建設予定地に地中埋設物が発見され、障害物等の除去及び撤去処分に不測の日数を要したこと、また、鉄骨をはじめとする建設資材の納期に不測の日数を要したことなどから、今年度中の事業完了が見込めず、繰越しを行うものです。事業完了予定は、令和8年1月です。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路新設改良事業は、3,100万円の繰越しです。国の補正予算で措置され、本補正予算で必要額を計上している事業について、議決後の着手となるため、年度内の完了が見込めず、繰越しを行うものです。事業完了予定は、町道宮の町41号線は令和8年1月、町道八幡26号線は令和7年12月の見込みです。

続いて、橋りょう長寿命化事業は、２００万円の繰越です。国の補正予算で補助金が措置された事業ですが、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行うものです。

なお、本事業は、歳入歳出ともに当初予算の執行残があり、所要額がその範囲内で収まっているため、歳入歳出予算の補正はありません。事業内容は、五反田橋の橋りょう長寿命化改修工事で、事業完了予定は令和８年３月の見込みです。

項 都市計画費、広島市東部地区連続立体交差事業は、２億３，５４４万１，０００円の繰越しです。県が施行する同事業において、跨線橋撤去工事に伴う仮設工事道路の位置変更の不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、当町の負担金においても繰越しを行うものです。

続いて、都市公園等長寿命化事業は、１，１５０万円の繰越しです。国の補正予算で措置され、本補正予算で必要となった額を計上している事業について、議決後の着手となるため、年度内の完了が見込めず、繰越しを行うものです。事業完了予定は、令和７年１２月の見込みです。

款 教育費、項 社会教育費、下岡田官衙遺跡保存・整備事業は、２，８４６万５，０００円の繰越しです。令和６年度予算の不用額で、令和７年度に予定していた補助事業を前倒しして執行することとなり、年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越しを行うものです。

次に、第３条、債務負担行為の補正について、第３表 債務負担行為補正により説明します。

５ページを御覧ください。

第３表、債務負担行為補正です。

追加です。

事項は振り仮名法制化対応業務委託料、期間は令和６年度から令和７年度まで、限度額は２２９万９，０００円です。

内容は、令和７年５月２６日施行の戸籍法の一部改正に伴う戸籍への振り仮名対応について、本籍を府中町に置く人向けの通知書を作成する業務の委託料です。法施行日から早期に通知書の発行をするためには、令和６年度中に契約し、委託業務に着手する必要があります、債務負担行為を設定するものです。

次に、第４条、地方債の補正について、第４表 地方債補正により説明します。

6 ページを御覧ください。

第4表 地方債補正です。

道路新設改良事業債（都市整備課）の限度額は、補正前が1,570万円、補正後が2,920万円です。

都市公園等長寿命化改修事業債の限度額は、補正前が530万円、補正後が540万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はありません。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は11ページから14ページの歳出から、ページごとに行います。

まず、11ページで質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。真ん中にある防犯施設維持管理事業で、光熱費高騰によりということ補正になっているんですけど、まず、この防犯施設というのはどこになるんですかね。防犯灯とかじゃなくて、どこかの施設のそういう警備会社とかが入っているそういうものなんですかね。この防犯施設についてちょっと教えていただきたいのと、これまで、庁舎とかのそういう施設で燃料費が値上がって光熱費がかかったということで、以前、補正とかでも上がってきていると思うんですけど、今回、この部分だけが補正に上がってきているっていうのはタイミングがちょっとずれているような気がするんですけど、その辺については、何か違うんですかね。この防犯施設というのだけは特別に何か、ほかのと施設、それとはまた違うのかどうか、それについて教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの狩野議員の御質問、2つあるかと思うんですが、まず、1点目のこの事業名につきまして、内容につきましては、先ほどお話があった町内に街路灯とか防犯灯とか、そういったものを全部指しております。

令和6年11月末現在で、町内では2,894基ございます。これは、県道を除いた部分の町道ほか、そういったところに2,894基。主なものといたしましては、

水銀灯、ナトリウム灯、蛍光灯、ＬＥＤライトなどの防犯灯を指しております。

それで、２点目の御質問なんですが、光熱水費、この事業だけがなぜ今回補正に上がったかということについてなんですが、我々がこの予算を要求する際に、過去３年間分の平均値というのを取っております、それがたまたま今回、特に令和４年度に比べて令和５年度の実績が約３００万円ぐらい少なかったということもありまして、今年度、予定では１，７１２万５，０００円の支出が伴うだろうということなので、令和６年度の当初予算１，５３３万５，０００円に比較して、１５１万２，０００円の不足が生じたということです。

今回は、他の事業とは別に、我々だけの単なる歳出の見込み誤りだったということになります。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、１２ページで質疑ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） １つは介護施設の整備助成事業ですけれども、さっきの説明だと、いわゆる八幡１丁目で造りよる看護付き小規模多機能のことだろうと思うんですが、土地の購入が確定してから、最初の概算とは違った額を補正で助成するんだということですが、この手の介護事業施設を新設する場合の補助金というのは、土地に対しても出すんですか。

僕は勘違いして、土地の購入は自前で買いなさいと。建物の部分を町が補助するよという考え方かなと思っていたんですが、土地に対しても補助があるという考えで、そういうことになっておるのかどうか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

高齢介護課長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

ただいまの田中議員の御質問ですけれども、このたび使っております補助金の名称は、県の地域医療確保事業補助金というものを使っております。

この補助金の仕組みとしましては、先ほど議員のほうから御提言いただきましたその土地の購入についても認めてあります。土地の貸借でありますとか土地の購入費と

か、その部分について、該当があれば該当になっております。

なぜその当初のときと違うのかと言いますと、当初は場所の確保はしていたんですけれども、その土地の賃借の賃借の関係がきちんとされていなかったもので、概算として県のほうに提出をしておりましたが、このたび、交渉のほうで確定をしましたので、正しく金額を定めて、改めて県のほうに提出するというものになります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） ありがとうございます。

土地と建物とのいわゆる物理的な購入の県の補助と理解していいんですか。総額は何ぼになったんですかね。

○議長（力山 彰君） 高齢介護課長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

このたび増額しておりますのは、土地の購入の部分についてのみの増額部分となっております。

総額としましては、補助金として6,185万7,000円、これをトータルで補助になろうかと思うんですが、先ほどのその土地の購入等は令和6年度に完了しますので、そういったものを除きまして、来年度、4,390万円程度を繰り越すということになります。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございませんか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 分かりました。

次の精神障害者の通院医療費のところで、障害児通所支援事業、いわゆる児童デイのことなのかなと思うんですが、これ結構、補正で6,400万円のすごい何か、一気に見込み違いで増えたんだと思うんですが、今、その児童デイは何か所でこの支援事業が幾らあって、今回4か所増えることで、例えば何人分ぐらいの補助が増えるのか、全体の規模と増えた分の人数と箇所数等、教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

田中議員の御質問でございます。

放課後等デイサービスは今年度4施設増加しまして、計18か所事業所になっております。このたびの補正予算では、年間の利用延べの人数、件数に対して、当初予算では3,567件を見込んでおりましたが、今回の利用状況を踏まえた補正では4,187件、合計、比較として620件ほど増加となっており、この620件に対する扶助費の増額が5,074万2,000円になっております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） だから、ざっと3億円か4億円に近いぐらいって感じなんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

今の放課後デイの年間の見込額のことよろしいでしょうか。

補正額では3億1,752万9,000円、当初予算では2億6,678万6,000円を見込んでおりましたが、3月の先ほど御説明したように、利用状況を見て、5,000万円ほど増えているということになります。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、13ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に参ります。

14ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

9ページから10ページの歳入について、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） これも法人税の補正が8億4,000万円、これもすごいなと思うんですが、1社だけでこの規模か、時々マツダ関係、マツダであるんだろうと思うんですが、これは車が急に売れたわけじゃなくて、為替とかなんとかだろうと思われるんですが、一気にこの8億円増えたその原因、差し支えない範囲で教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

特定の法人さんの収入に関する言及はちょっとこの場ではできないので、御了承いただきたいと思いますけれども、業績好調による増額ということというふうに当方は考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に4ページ、第2表、繰越明許費補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に5ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に6ページ、第4表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

日程第 8、第 2 号議案、令和 6 年度府中町下水道事業会計補正予算を議題に供しま
す。

町長。

令和 6 年度府中町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条、令和 6 年度府中町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度府中町下水道事業会計予算、以下、予算という。

項目（４）主な建設改良事業費、管路建設事業費、補正前１億７，４９４万
４，０００円、補正後、２億９，５４４万４，０００円。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目第1款、下水道事業収益既決予算額14億3,337万5,000円。
補正予定額313万1,000円。計14億3,650万6,000円。

支出、科目第1款、下水道事業費用既決予定額14億872万3,000円。補正
予定額467万6,000円、計14億1,339万9,000円。

第4条、予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億5,923万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,465万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億3,458万2,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億5,769万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,310万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億3,458万2,000円に改め、

同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目第1款 資本的収入、既決予定額6億2,171万9,000円、補正予定額1億2,204万5,000円、計7億4,375万4,000円。

支出、科目第1款 資本的支出、既決予定額11億8,095万5,000円。補正予定額1億2,050万円。計13億145万5,000円。

(企業債の補正)

第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)

下水道事業、既決予定額3億8,700万円。補正予定額5億5,000万円。計4億4,200万円。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第2号議案、令和6年度府中町下水道事業会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

それでは、第3条収益的収入及び支出の補正、及び第4条資本的収入及び支出の補正について、補正予算説明資料の予算実施計画明細書により説明します。

8ページをお願いします。

(1) 収益的収入及び支出です。

収入です。

款 下水道事業収益、項 営業外収益、目 他会計補助金、一般会計補助金は287万7,000円の増額補正、目 他会計負担金の一般会計負担金は、25万4,000円の増額補正です。支出・下水道事業費用の増額により必要となる、一般会計からの補助金及び負担金について増額するものです。

支出です。

款 下水道費用、項 営業費用、目 流域下水道費、県流域下水道維持管理負担金は341万9,000円の増額補正です。太田川流域下水道事業維持管理負担金が当初の見込みを上回ったため、増額するものです。

項 営業外費用、目 消費税及び地方消費税、消費税及び地方消費税は 1 2 5 万 7, 0 0 0 円の増額補正です。資本的収入及び支出において、国庫補助金が増額となったため、消費税額を算定する際の控除額が減額となり、消費税及び地方消費税の額が増額となったものです。

9 ページです。

(2) 資本的収入及び支出です。

収入です。

款 資本的収入、項 企業債、目 企業債、公共下水道事業債は、支出・建設改良費の管路建設改良費の特定財源で、5, 3 2 0 万円の増額補正です。起債充当率は 1 0 0 %です。

なお、内訳は、ポンプ場建設改良費充当分が 1, 7 0 0 万円の減額、管路建設改良費充当分が 7, 0 2 0 万円の増額です。

続いて、資本費平準化債は、1 8 0 万円の増額補正です。消費税及び地方消費税の増額等に対応して増額となったものです。

項 他会計出資金、目 他会計出資金、他会計出資金は、資本的収入と資本的支出の差額分を一般会計から出資するもので、4 万 5, 0 0 0 円の増額補正です。

項 国庫補助金、目 国庫補助金、国庫補助金は、支出・建設改良費の特定財源で、6, 7 0 0 万円の増額補正です。国の補正予算により措置された国庫補助金です。

内訳は、管路建設改良費充当分が 5, 0 0 0 万円、ポンプ場建設改良費充当分が 1, 7 0 0 万円で、補助率は 2 分の 1 です。

なお、ポンプ場建設改良費は支出の補正を伴わない財源振替のみの補正で、国庫補助金を 1, 7 0 0 万円増額し、公共下水道事業債を 1, 7 0 0 万円減額としております。

支出です。

款 資本的支出、項 建設改良費、目 管路建設改良費は、委託料 5 0 万円、工事請負費 1 億 2, 0 0 0 万円の増額補正です。国の補正予算で補助金が措置されたことから、令和 7 年度に予定していた茂陰 1 号幹線改築更新工事を前倒しして計上するものです。特定財源として、国庫補助金のほかに企業債が充当されます。

また、委託料は、工事に係る資材価格の単価調査に要する経費です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 収益的収入及び支出の支出のところの下水道事業費用の営業費用の流域下水道費の負担金ですけれども、太田川流域下水道維持管理負担金が途中で増えるというのはどういうことなんでしょうか。何か災害があって急遽何かやることになったとか、あるいは、突発的な何か事故があった対応とかなんでしょうか。その理由を教えてください。

○議長（力山 彰君） 下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。

田中議員の質問にお答えします。

流域下水道維持管理負担金は、各市町の負担額、これは、排出した水量により案分しております。当初は昨年度実績を基に算出していましたが、今年度途中の実績値で再計算したところ、前年度から府中町域の排出量が増加しておりまして、かつ増加率が相対的にほかの市町に比べて大きいことから、府中町の負担額が増加したものです。以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 量が増えた災害とか、何かがあった系ですかね。それとも、何ですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。

災害は雨水が影響するかと思いますが、これは汚水量ですので、災害は影響しておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) ここで、昼休憩に入ります。

午後1時から再開をいたします。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後 1時00分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第9、第9号議案、府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第9号議案、令和7年3月10日提出。

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(谷口充寿君) 総務企画部長です。

第9号議案、府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてにし、補足して説明いたします。

7 ページ、第9号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

少子高齢化の進展や人口減少が加速する中で、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じ、柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や仕事と介護の両立支援体制の強化を図ります。

2、改正事項の概要です。

(1) 時間外勤務免除の対象となる職員の範囲の拡大です。

時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、現行の「3歳に満たない子を養育する職員」から、「小学校就学前の子を養育する職員」へ拡大します。

(2) 仕事と介護の両立支援のための環境整備です。

家族の介護に直面した職員に対する「介護両立支援制度」の周知や意向確認等の措置を講じ、職員が仕事と介護の両立をしやすい環境を整えるものです。

現在、職員に対しては、介護休暇等に関する制度を記載したハンドブックを作成しているところですが、今後は、家族の介護の必要性が生じた旨を申し出た職員に対して、改めて介護休暇等の制度に関して個別に周知し、制度利用の意向確認を行うほか、職員が介護に直面する前の早い段階、具体には、40歳に達した日の属する年度末までに当該制度の情報提供を行うなど、介護離職防止のための支援体制を強化します。

3、施行期日等です。

(1) 施行期日は、令和7年4月1日です。

(2) 経過措置です。

2、(1)の改正により、新たに時間外勤務の免除の対象となる職員について、施行日以後の費用開始日とする時間外勤務の免除については、この条例の施行日前においても請求することができるものとします。

なお、本条例改正の内容については、職員団体との協議を経て合意していることを申し添えます。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第10、第11号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第11号議案、令和7年3月10日提出。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するという内容でございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第 11 号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに関し、補足して説明いたします。

8 ページ、第 11 号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

2、改正事項の概要です。

刑法の一部改正により、刑の種類から懲役及び禁錮が削除され、拘禁刑が創設されたことに伴い、以下の条例の規定中、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるものです。

第 1 条による改正は、府中町職員の給与に関する条例の一部改正、第 2 条による改正は、府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正、第 3 条による改正は、府中町表彰条例の一部改正、第 4 条による改正は、府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第 5 条による改正は、府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正です。

第 1 条から第 4 条による改正は、禁錮を拘禁刑に、第 5 条による改正は、懲役を拘禁刑にそれぞれ改めます。

3、施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日です。

4、経過措置です。

この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとし、その他、罰則の適用及び人の資格に関する規定の適用に関し、所要の経過措置を設けます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

本案について、理事者の説明を求めます。

○町長（寺尾光司君） 第14号議案、令和7年3月10日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第14号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び府中町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第14号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

今回、一部改正となる 2 つの条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等

の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

## ２、改正事項の概要です。

初めに、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、特定地域型保育事業者が実施する保育内容支援及び代替保育において連携施設を確保するものとされていますが、市町村長が連携施設の確保が著しく困難と認めた場合は、連携施設の確保を不要とするとともに、確保しないことができる経過措置の適用期間を５年延長し、令和１２年３月３１日までとするものです。

連携施設とは、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所などです。連携の内容は、保育に関する相談・助言や行事等への参加支援、卒園後の受皿支援などを行います。

なお、町内の事業所では、みなみの風保育園、アールＫＩＤＳ、チェリー保育園、プレ・キンダーガルテンかしわが該当しますが、いずれの施設も連携施設を確保し、運営しています。

続いて、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、特定地域型保育と同様に、連携施設の確保について、連携する施設の確保が著しく困難な場合は確保を不要とし、経過措置の適用を５年延長し、令和１２年３月３１日までとするものです。

加えて、家庭的保育事業等における乳幼児に対する食事の提供について、家庭的保育事業所外で調理し搬入する際は、栄養士による配慮が必要とされておりますが、栄養士または管理栄養士による配慮と改正します。

従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができませんでしたが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となり、栄養士免許を取得せず管理栄養士となることが可能となったことによるものです。

なお、町内の事業所では、みなみの風保育園、アールＫＩＤＳ、チェリー保育園、プレ・キンダーガルテンかしわが該当いたします。いずれの施設も連携施設を確保しており、食事の提供についても、栄養士の下において行われております。

3、施行期日は、令和7年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第12、第15号議案、府中町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第15号議案、令和7年3月10日提出。

府中町犯罪被害者等支援条例の制定について。

府中町犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、条例を制定するというものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（屋敷 学君） 町民生活部長です。

府中町犯罪被害者等支援条例の制定について、補足説明します。

第15号議案参考資料を御覧ください。

5ページになります。

1、制定の趣旨です。

犯罪被害に遭われた方やその家族は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、経済的な損失や身体的・心理的な苦痛、心身の不調など、二次被害を受ける場合があります。

そこで、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、府中町犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

次に、2の制定の概要です。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本的な事項を定めるものです。

(1)、第3条の基本理念として、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援を途切れることなく行われることなどを規定しています。

次に(2)、第4条から第6条までは、町、町民及び事業者の責務を定めています。

町の責務として、犯罪被害者等の支援施策を実施すること、また、町民、事業者の責務として、犯罪被害者等の二次的被害や孤立の防止に配慮すること、町が実施する施策への協力などを規定しています。

次に(3)、第7条では、相談及び情報の提供等として、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関等との連絡調整を行うことを規定しています。

続いて(4)、第8条では、日常生活等の支援として、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、町が実施する施策の内容を規定しています。

アは経済的負担の軽減として、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給、その他、必要な支援を行います。現在は、令和2年に整備した府中町犯罪被害者見舞金支給要綱において、犯罪被害直後の一時的な生活支援として、遺族には30万円、負傷者には10万円の見舞金を支

給いたします。

イからオに掲げる、日常生活を円滑に営む、精神的な被害からの回復、居住の安定、雇用の安定について、福祉・保健医療サービスや一時的な住居の提供など、必要な支援を行います。

続いて（５）、第９条は、啓発活動の推進として、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性等について、町民の理解を深めるよう啓発活動を行うことを規定しています。

続いて（６）、第１０条は、民間支援団体への支援として、民間支援団体の活動を促進するため、民間支援団体に対し、情報の提供等、必要な支援を行うことを規定しています。

本条例を制定するに当たり、民生委員・児童委員、町議会議員等で構成する府中町人権施策推進審議会を先月開催いたしました。その審議会の答申も踏まえ、犯罪被害者等のため、町、警察、関係機関及び民間団体の緊密な連携・協力による取組の一層の強化、また、身近な町における継ぎ目のない中長期的な生活支援等の一層の充実に努め、支援の取りこぼしがないように、犯罪被害者等に寄り添う支援を実施していきたいと考えております。

最後に、３の施行期日は、令和７年４月１日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） この条例の同等のものとして、今、要綱で見舞金要綱があるということですが、これはこの令和２年からか、実際に支給した実績はありますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの田中議員の質問に対して、お答えいたします。

要綱制定した後の実績につきましては、令和５年に見舞金といたしまして、傷害見舞金の１０万円を支給しております。

以上となります。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 関係者からは、条例の制定というのは要望というか、ニーズが強かったのも、やっと条例化かなと。よその町に比べて、遅れとるんかなという思いを持っている人もいたとは思いますが、今回、今までは見舞金で要綱があるからということで条例制定されていなかったんですが、今回こうやって条例化に後ればせと言ったらあれなんか知りませんが、県内では何番目なのか。そして、条例化に至る今回のきっかけというのは何かあったのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの田中議員の御質問、なぜ要綱から条例の制定に至ったかというのを含めまして、答弁させていただきます。

まず、第4次犯罪被害者等基本計画というものが国のほうで令和3年4月からスタートし、継ぎ目のない中長期的な生活全般にわたる支援の充実を図るため、地方公共団体における生活支援等を一層充実させるなど、自治体の役割が明確化されて、令和4年度には広島県も条例を制定されたことを受け、本町においても条例の運びとなりました。

町内の方で、条例の制定、望む声というのは確かにございました。

ただ、先ほど言ったように、広島県のほうも令和4年度に策定ということもありまして、それを含めて、我が町のほうでも条例の制定というふうに至った次第でございます。

それと、県内で何番目かということなんですが、その状況につきまして、県内23市町のうち、既に制定している市町が14市町ございます。令和7年4月1日施行予定が5市町となれば、あと残りは、不明な4町を残すのみということになっております。

以上となります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 私もよく知らなかったんですけど、民間支援団体というのは

幾つかあるわけですか。一つですか。教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの梶川議員の質問なんですが、民間団体と言われているのが、ここで言う広島被害者支援センターという民間業者になります。ここでは、数多くの犯罪被害を受けられた方とか、そういった方に寄り添って支援を行うというところになります。

説明は以上となります。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

ちょっと先ほどの見舞金のところの質問なんですけど、今現在、要綱によって30万円と10万円で決められとるという話なんですけど、ほかの自治体を見たら、条例の中にその金額っていうのが書かれているところが多々、私が見た中ではあったんですよ。

府中町は、今回条例化することによって、要綱にあるからもう必要ない、その金額を条例の中に入れ込むっていう議論はされなかったのか。逆に、ほかが条例化、条例に対して金額を入れているのに入れないっていうのは、要綱があるからもう必要ないというふうに考えられているのか。ちょっとその辺について教えてください。

○議長（力山 彰君） 自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの狩野議員の質問の中で、見舞金というものは、既に要綱の中で整備されていると。このたび、新たに条例をしたときに、その見舞金の金額30万円と10万円、これについて、条例の制定に入れるのかっていう御質問なんですが、令和2年に要綱を制定しました。あくまでも見舞金ということで、それで、被害を受けられた方というのは、その要綱に基づいて、令和5年度に1件見舞金を支給しております。

このたび条例に至った経緯、一番大きいものとすれば、要綱には記載されていないその犯罪被害を受けられた方に対して、どういった支援をするかという枠組みをこのたび決めました。町民とそれと事業者、そういった方が一緒になって連携して、その被害を受けられた方を支援するというので、これまでは要綱になかったものを条

例に入れております。

この後、これまでの要綱はどうなるのかってということなんですが、当然、新たな条例をつくりまして、この後の見舞金の記載している要綱についても、整理は行っています。ただ、金額の記載については条例ではなくて、要綱の中での位置づけというふうに考えております。

以上であります。

○議長（力山 彰君） 町民生活部長。

○町民生活部長（屋敷 学君） 町民生活部長です。

今の補足して説明をさせていただきますと、今回、条例の制定ということで、大きな枠組みをつくりました。

今までは、犯罪被害者の方がどこに相談をしていいのか、あるいは、府中町に頼っていいのかということが分からないということがありましたので、しっかりと条例に定めて、犯罪被害に遭われる方は、府中町の窓口がありますのでそこに来てくださいというアピールも兼ねて、条例の制定をしています。

先ほど次長からもありましたように、その細かい支援、今の見舞金も含めて、あるいは生活支援、そういったものを1つずつこれから決めていって、その中で一個一個要綱をつくっていった対応していきたいと思っています。

なので、今の見舞金は既に要綱がありますので、それをしっかりとその要綱の中で活用して、この次に、新たな支援があるときにはまた要綱を作成をして、そこで支援をしていくという形で考えておりますので、どうか御理解のほう、よろしく願います。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

日程第 13、第 17 号議案、府中町工場立地法地域準則条例の制定についてを議題に供します。

町長。

府中町工場立地法地域準則条例の制定について。

府中町長 寺尾光司

県の準則条例が廃止されたことに伴い、工場立地法第４条の２第１項の規定に基づき、特定工場における緑地及び環境施設の面積割合の基準を定める条例を制定するものでございます。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

府中町工場立地法地域準則条例の制定について、補足説明します。

第 17 号議案参考資料を御覧ください。

4 ページです。

1、制定の趣旨です。

特定工場における緑地及び環境施設の面積割合についての準則として、広島県が定めていた条例が令和 6 年 3 月 1 8 日をもって廃止され、本年 3 月 3 1 日をもって経過措置が終了となることに伴い、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町の準則を定める条例を制定するものです。

次に、2の制定の概要です。

工場立地法では、敷地面積が9,000平方メートル以上、または、建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上の製造業、電気、ガス、熱供給業の特定工

場については、敷地内に一定割合の緑地及び環境施設を設置する必要があります。

なお、環境施設とは、緑地及び噴水、運動施設、広場、太陽光発電施設などをいいます。

町においては、これまで工場立地法の対象となる場合は、県の準則条例で定められた基準を適用してまいりましたが、市・町にその権限が移譲されたことから、県準則条例が廃止されました。これにより、町が独自に条例を制定しない場合は、規制の割合が高い国の準則が適用されることになるため、町内事業者の意向や県内の市・町の状態を踏まえ、国の準則に代えて、国の告示に定める基準の範囲内で、新たに適用すべき準則を条例で定めるものです。

(1) 第3条の適用区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業地域です。

(2) 第4条の緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合です。

適用区域内の特定工場において、敷地面積に対する緑地または環境施設の面積の割合ですが、準工業地域にあっては、緑地面積率を、現行県準則条例で100分の15以上であったものを100分の10以上に、環境施設面積率を、県準則条例で100分の20以上であったものを100分の15以上に、それぞれ5%緩和するものです。

次に、工業地域においても同様にそれぞれ5%緩和し、緑地面積率を100分の5以上に、環境施設面積率を100分の10以上といたします。

この条例によって、町内産業の活性化を図り、ひいては設備投資の促進、企業の転出防止、雇用の維持・確保につながるものと考えております。

最後に、3の施行期日は、令和7年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） まず、この特定工場、敷地が9,000平米以上、建物が3,000平米以上、対象の事業所というか、工場は町内に幾つあるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの田中議員の御質問、特定工場につきまして、町内の事業所、何か所あるかということによろしいでしょうか。

この業務につきましては、平成２９年４月から県の移譲事務を受けてやっておりますが、そのときに、町内にある事業所は２か所とされています。

ただ、実際には、かつて昭和４８年以前のような、既に設立されたような工場とかに関しましては対象外ということもありまして、ほか複数あるだろうとは見込んでおりますが、詳細についてはまだ分からないので、町内では今、２か所というふうにしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） １５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） 緩和ということは、要するに緑を減らす、減らすと言ったらおかしいか。増やさんでもええよ、確保せないけん面積が少なくてもええよということだろうと思うんですけども、この条例の趣旨そのものは、どっちかという和企业の活性化のための条例ではなくて、むしろそういう緑を確保したり、企業の工場ばっかりにならんように環境を確保するのが目的の条例だろうと思われるんで、これを機会に緩和するというのは、僕はちょっと解せないんですけども、条例は趣旨から言って、むしろ逆じゃないんでしょうかね。

せっかく県の条例が外れるのであれば、むしろ府中はまだもっと厳しいよと。もっと町民のために緑を増やす条例になるんだよというふうにするべきじゃないかと思うわけですけども、そういう意見等は町内でなかったんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの田中議員からの御質問、国の準則、合わせて今度、県の準則からさらに緩和して、府中町のこのたびの準則では緩和という考え方、この中で、次に掲げる４つの理由から、私たちは本条例制定を望むものです。

緑地率を引き下げるという理由といたしまして、１つ目、産業振興の推進。

緑地率を緩和することにより、設備投資の促進や企業誘致の促進、企業の留置、雇用の維持・確保につながるというふうに考えました。

2 目、県内市町及び全国の情勢についてです。

県内市町の条例化、この 3 月中も含みますが、自治体は、県内では 17 市町ございます。広島市以外は、全て法で定める下限値マックス、このたびの府中町と同じことなんです、緑地率を引下げを行う予定となっております。

それと、3 番目に、社会的背景の変化といたしまして、法律が公害防止技術の進捗等に対応していないことや、老朽化工場の建て替えの支障になっていること、また、地方分権の要請もあり、地域の実情に応じて地域準則を条例で定め、緩和できるようになったことというのが挙げられます。

最後に 4 目なんです、昨年、この本条例を制定するに当たり、町内の企業を訪問いたしまして、緑地面積の割合などについて聞き取りを行いました。それが、どちらも複数の企業なんです、町でいう緩和にしてほしいということを求められました。

こういった 4 つの項目から、今の条例を挙げさせてもらっています。

当然、庁舎内にある緑の保全に関する複数の課、例えば、都市整備課とか環境課とか、そういった部署にも一応、協議をいたしました。当然、緑の保全というのは大事だと。ただ一方で、先ほど言った 4 つの項目も同じように大事であることから、一応協議はした上で、今回挙げさせていただいております。

説明、以上となります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） 大いに疑問なんですけど、特に今の理由に挙げた 4 番目なんですけど、町内企業を訪問してヒアリングというか、意見を求めた。これ、企業を規制する条例で、企業に向かって、あんたのそこ、この縛りどうするなって聞いたら、それは緩めてくれというのは分かっているわけで、本来なら、逆に町民に対して、企業の緑どうする言っただけ聞かなくていいかなと思います。

ちょっと大いに疑問ですが、企業の声だけ聞いたということによろしいですね。

○議長（力山 彰君） 自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

緑の保全ということで、町民の方にアンケートという話もあったんですが、そういうのはいたしておりません。

ただ、この工場立地法の目的でございます、先ほどの説明もかぶるかもしれませんが

が、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的というふうにありますので、必ずしも限られた地域、工業地域と準工業地域における緑の保全については、最低限という形でさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） しつこいようですが、もう一つ。

さっきのような県内の市町では、広島市以外が緩和ということで、広島市は緩和していないと。今までの県の準則並みの規制ということによろしいですか。

○議長（力山 彰君） 自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

広島市は政令市ということもございまして、この条例につきましては、県と同様にもう以前につくられて、広島市は県の準則条例と合わせております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

第17号議案、府中町工場立地法地域準則条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

工場立地法、今、説明がありましたけれども、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与するということは、今回の言わば規制緩和に当たって、書き換えられたんですね。もともと法律は変わっていないんです。でも、今までの経産省の工場立地法についての説明は、工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とすると。このように経産省の資料に書かれておりました。周辺的生活環境との調和、生活環境の保全のためにこの法律がつくられていることは、明白であります。

工場立地法は、工場敷地の生産施設面積と緑地等面積を規制するものであり、国の

準則では、緑地面積は敷地の２０％以上、環境施設面積は、緑地を含み２５％以上となっています。

工場立地法は、その一方で、国が定める準則に変えて、地域の実情に応じ、準則を定める条例を都道府県及び市が制定することができるようになっていました。これまでであった広島県の準則ですけれども、準工業地域の場合は、緑地面積が敷地の１５％以上、環境敷地面積が、緑地を含み２０％以上、工業地域の場合は、緑地面積は敷地の１０％以上、環境施設面積は、緑地を含み１５％以上であります。準工業地域は５％、工業地域は１０％も国よりも低い基準が設定をされておりました。

このたび、当町が制定する準則は、準工業地域の場合は、緑地面積が敷地の１０％以上、環境施設面積が、緑地を含み１５％以上、工業地域の場合は、緑地面積は敷地の５％以上、環境施設面積は、緑地を含み１０％以上と、県の準則よりもさらに低いものになっています。

準工業地域の緑地面積基準は、国の準則が２０％以上、県の準則が１５％以上、当町の準則が１０％以上、工業地域は、国の準則が２０％以上、県の準則が１０％以上、当町の準則が５％以上であります。国の準則と比べますと、準工業地域の緑地面積は半分、工業地域に至っては４分の１です。これでは、工場立地法の目的である周辺的生活環境との調和、生活環境の保全は望むべくもありません。

廿日市市は、昨年９月に準則条例を制定いたしました。産業用地を有効に活用し、産業振興の推進を図ることが目的であり、そのために、緑地面積を緩和するとホームページに書いてあります。

先ほどの説明もあったように、環境保全よりも経済の発展ということに力点が置かれているわけであります。そして、そのことが経産省の狙いでもあります。

今回提案されています準則条例は、２０１６年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第６次地方分権一括法に含まれる工場立地法の一部改正部分によるもので、地域準則の制定を都道府県から市町村に事務権限移譲するという内容であります。

そして、広島県が昨年３月１８日に準則条例を廃止し、県内市町が準則条例を定めることになりました。国から都道府県、そして、市町村になるにつれ、規制緩和の割合が強くなると。これも経産省の資料に正直に書かれていて、驚きました。

緑地面積について、国より低い基準を都道府県につくらせ、今回の市町村への事務

権限移譲では、さらに低い基準を市町村につくらせる。あつてないような規制に変えてしまう。恐らく、国際的な批判をかわすためなのでしょうけれども、国は自らの手は汚さず、代わりに地方自治体にやらせるわけです。私はこういうやり方も許すことができません。

環境保全よりも産業振興を優先し、そのために緑地面積の基準を引き下げるとは、地球温暖化防止、カーボンゼロに逆行するものであります。

昨日の中国新聞に、企業や自治体の緑地確保計画を国が認定し、整備費用を財政支援する仕組みがスタートしたという記事が出ていました。昨年改正された都市緑地法に基づき、国交大臣が定める緑地確保指針に適合しているかを評価・認定するもので、優良緑地確保計画認定制度といいます。緑地面積が1,000平方メートル以上で、敷地敷地全体の10%以上ということですから、工場立地法の基準とは重ならないわけですが、基本的な考え方は、大いに緑を増やしていこうということだと思います。

今回提案されている準則条例とは、正反対であります。緑を守る、緑をつくる、緑を美しむことを基本理念としている府中町緑の基本計画とも、相入れることはできません。

また、権限移譲と言いながら、県内横並びの基準で、どこが地域の自主性及び自立性なのか、どこでも同じなら、県の基準でいいではないか。市町への権限移譲は、規制緩和、基準引下げの口実でしかありません。

工場の緑地面積を確保し、広げること。産業用地の有効活用や産業振興に逆行するのでしょうか。確かに工場を造る面積は減りますけれども、その企業にとっての利益、メリットもあります。工場の敷地に緑地を設置すると、木陰や樹木による夏の遮熱や冬の保温、ヒートアイランド現象の防止、防じん、騒音の軽減、従業員のストレス解消、景観の向上、企業のイメージアップなどのメリットがあります。

中でも、工場で特に大きなメリットと考えられているのは、遮熱や保温による省エネ効果であります。工場の屋上や壁面に緑地を設置することで、屋根や壁から工場内に伝わる外気を遮断し、冷暖房の負荷を抑えて、消費エネルギーを削減できます。また、周辺の地域の生活環境の保持に寄与する環境施設として、噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場広場、屋内運動施設、雨水浸透施設、太陽光発電設備などが挙げられており、これらの施設の面積も緑地にプラスをされます。

ぜひ、緑化や環境施設設置のメリットについての見解を企業に広げていただきたい。

以上、述べた理由により、当準則条例の制定に反対いたします。

○議長（力山 彰君） ほかに討論のある方。

15番、田中議員。賛成ですか反対ですか。

○15番（田中伸武君） 反対です。

私も反対です。

若干付け加えて、さっきの広島市は県の準則どおりということのようなので、その中にぽっかりよりは、我がバチカンとしては、そこだけ緩めるのもこれも何かちょっともったいない気がしますし、我が府中町は昔、全町緑のまちというのを長期計画にスローガンで掲げたこともあるやっぱ自然が売り物のまちですから、少しはこういうところでもあまり後退しないように、私は思っているところです。

最近だと、ソレイユができるときに、あそこは緑の中のショッピングセンターになるんだよって最初イオンが造って、工場の小さな醸造所も残したり、林も緑地帯もかなり残しとったけれども、いつの間にか売場面積だけ増やして行って、潤いがなくなったと。

補助金はそこで、間引き運用のとは言いませんが、これは商業施設の例ですが、やはりいろんな経済活動をしている中で、緑があってこそ潤いのあるこの我が府中町になるんじゃないかと思ひまして、ささやかな条例かもしれませんが、後退しないように、私は反対いたします。

○議長（力山 彰君） 原案に賛成の方はございませんか。

賛成討論をされる方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第14、第19号議案、府中町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第19号議案、令和7年3月10日提出。

府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。

府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、消防長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。

第19号議案、府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、補足して説明します。

5ページ、第19号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

非常勤消防団員の処遇改善のため、5年以上勤務して退職した者に対して支給する退職報償金の勤務年数区分に、勤務年数35年以上の区分を追加するものです。

退職報償金の支給額表の太枠、35年以上の欄を御覧ください。

35年以上の退職報償金支給額は、団長が107万9,000円、副団長が100万9,000円、分団長が94万9,000円、副分団長が90万

9, 000円、部長及び班長は83万4, 000円、団員は78万9, 000円です。

3、施行期日は、令和7年4月1日です。

改正後の別表の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

今回の35年以上の追加にはちょっとずれる質問かもしれないんですけど、ちょっと教えていただきたいんですけど、これは、退職されるときに階級によって退職報償金が変わってくるっていう表なんですけど、例えば、階級の仕組みっていうのはちょっと私、よく把握してないんですけど、例えば、ここで言う団長を10年やられた方と1年やられた方っていうのは、責任ある立場が長い方と短い方とかいろいろいらっしゃると思うんですけど、そういう方でも、辞めるときに階級がもう団長であれば、もう皆さん一律同じっていう。

よく会社とかで、その中でまた号俸とかでいろいろ変わってくるんですけど、そういうんじゃないくて、特に年数とか関係なしに、もう辞めるときに階級でもう全て一律に、この退職報償金というのは決まるもんなんですかね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

消防総務課長。

○消防次長兼消防総務課長（橋本臣彦君） 消防総務課長兼職次長です。

ただいまの議員からの質問について、お答えいたします。

まず、消防団員の退職報償金ですが、まず、5年以上勤務した場合に、この退職報償金が支払われます。その上で、これまで30年以上、35年未満までのところの設定がございました。このたび、35年以上という区分ができました。

質問のところになりますが、これについては、まず、各階級に基づいて決められた区分ごとに支払われることとなっておりますので、状況によっては、年数が低い上位の職より、年数の多い下位の団員のほうが支給退職報償金の額が多くなる場合はございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

答弁。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） すみません。補足して説明させていただきます。

先ほど狩野議員がおっしゃったように、退職金は年数に総じて、今、うちの次長が言ったように、5年未満であれば退職金はないんですけど、5年以上だったら年数に応じて、その役職に応じて加味された金額が支給されるので、ですから、団長が5年と団長10年っていうよりは、何年消防団員で役にいらっしゃるかっていうところで、金額が上がってまいります。

○議長（力山 彰君） 17番、狩野議員。

もう少し説明を、質問をもう一度。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

すみません。紛らわしい聞き方をしたかもしれないですけど、例えば、ある方が団長になられて10年、同じ35年在籍された方で、団長を10年された方と1年しかしなかった方っていう、役職が責任ある立場が長かった方、短かった方いらっしゃると思うんですけど、そういう方も、結局は同じ退職報償金ですかっていう質問なんですけど。

○議長（力山 彰君） 消防長。

○消防長（新宅和彦君） すみませんでした。私のほうが理解できていなかったもので。

おっしゃるとおりです。それ以上になったら、団長が1年であろうが10年されようが、金額は同等です。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここでお諮りします。

本日は、これをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は3月11日、午前9時半から会議を開きます。

御苦労さまでした。

（散会 午後 2時07分）